

令和5年 第1回定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

令和5年1月25日（水）

午後1時30分～午後2時30分

小値賀町役場 3階第一会議室

小値賀町農業委員会

令和5年 第1回定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時： 令和5年1月25日（水） 午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所：小値賀町役場 3階第一会議室

3. 出席委員：（14人）

会長 松山 多作

会長職務代理者 2番 松本 充司

委員 3番 川久保 和幸 4番 大田 廣 5番 入口 政隆
6番 伊藤 紀明 7番 北野 和信 8番 福田 精二
9番 岡野 耕藏 10番 宮崎 幸二 11番 山田 定稔
12番 小高 陽子 13番 土川 浩子 14番 迎 広子

（推進委員：3人） 15番 川村 泰二 16番 西山 登喜雄 ~~17番 藤永 一幸~~ 18番 松本 兼次

4. 欠席委員： 17番 藤永 一幸 推進委員

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について 11番 山田 定稔 委員 13番 土川 浩子 委員

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく
令和4年度第5回農用地利用集積計画（案）について

第4 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく
令和4年度第6回農用地利用配分計画（案）について

第5 その他

- ・農業委員会業務必携の改訂の概要について
- ・次回農地・非農地判断（笛吹地区・浜津地区・柳地区）について
- ・次回総会の日程について
- ・その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 北村 仁

7. 議事参与制限 議案第2号 川村 推進委員

8. 会議の概要

- 北村局長： みなさん、こんにちは。
定刻となりましたので、ただいまより、令和5年第1回の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。
議事に入ります前に、委員の皆さまにお願いがございます。議事録の作成ために録音しておりますので、会議中どなたかが発言している際には、極力お静かにお願いいたします。
本日は、12番 小高 陽子 委員が少し遅れるそうです。また、藤永 一幸 推進委員が都合により欠席ですが、農業委員の出席は13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、会長より挨拶をお願いします。
- 松山会長： みなさん、あけましておめでとうございます。
我々の任期もあと半年間となりました。また今年もよろしくお願いいたします。
それでは早速ですが、始めたいと思います。
日程第1 会議録署名委員の指名について を議題とします。
私に一任できますでしょうか。
- 全員： はい。
- 松山会長： ありがとうございます。
それでは、指名いたします。11番 山田 定稔 委員、13番 土川 浩子 委員 をお願いします。
続きまして、日程第2 報告第1号「農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について」を議題とします。
それでは、事務局より説明をお願いします。
- 北村局長： それでは報告第1号の説明をします。農地法第18条第6項の規程に基づく賃貸借権設定の合意解約がありましたので、その報告となります。
今回の合意解約の件数は4件で、田圃が6筆、畑が15筆の計21筆、合計面積21,223㎡になります。農地の所在・地目・面積及び貸借人等については、資料のとおりですので説明は割愛させていただきます。
解約の理由ですが、1番から21番まで全て、同一の農家へ中間管理事業で配分しておりましたが、受け手の経営規模縮小のため、合意解約となっております。この件につきましては、以前から情報提供をしており、何名かの委員は気がかけてくださっていましたが、なかなか次の受け手が見つからないようです。筆数も多く、結構な面積になりますので、特に地区担当委員におかれましては、地区で話し合ってくださいなどして、遊休農地化しないように努めていただきますよう、お願いいたします。
以上で、報告第1号について説明を終わります。

松山会長： ただいま事務局から説明がありました。何か質問はございませんか。

(特になし)

それでは、報告第1号についてはよろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ありがとうございます。

続きまして、日程第3 議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく令和4年度第5回農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。

事務局よりお願いします。

北村局長： それでは議案第1号の説明をします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく令和4年度第5回農用地利用集積計画の申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

集積計画案の詳細は別添のとおりで、農地中間管理事業による集積となります。まず、集積計画書（案）の表紙をめくりまして、利用権別の明細集計表があります。内訳としましては、賃貸借による権利の集積期間10年以上で、畑が1筆1,171㎡と、使用貸借による権利の集積期間10年以上で、畑が1筆1,150㎡となり、今回の集積計画の合計は、2筆2,321㎡となります。

次に、集計表をめくっていただくと各筆明細書がありますので、詳細の説明につきましては割愛させていただきます。なお、参考としてこの後の議案第2号で出てきます配分計画の受け手となる方の氏名を備考欄に記載しております。

また、一番下の農地につきましては、整理番号を「再設定R4-22」と番号を振り付けておりますが、出し手の条件に合う受け手が見つからないことから令和3年11月に集積計画まで合意解約しておりましたが、賃貸借の条件でも受けていただけるということになり、再度担い手農家に集約化することになったことから再設定となります。

貸付期間については、令和5年3月10日から令和15年3月9日までの10年間となっています。

以上で議案第1号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありました。何かご意見等ございませんか。

(特になし)

それでは、許可することよろしいでしょうか。

全員： 異議なし。

松山会長： 許可することにいたします。

続きまして、日程第4 議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく令和4年度第6回農用地利用配分計画(案)について」を議題とします。
それでは、事務局より説明をお願いします。

北村局長： 議案第2号につきましては、川村推進委員は議事参与制限により議事に参与できませんので、退席をお願いします。

〈川村推進委員 退席〉

それでは議案第2号の説明をします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく 令和4年度第6回農用地利用配分計画の申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

配分計画案の詳細は、別紙一覧表のとおりで、先程の議案第1号の集積計画の内容とすべて合致し、表の左側に集積計画の内容を記載し、右側6列分にそれに対する配分計画の内容を記載しています。

筆数総計2筆 2,321 m²となります。配分計画の始期もすべて令和5年3月10日からで、終期が令和15年3月9日までの10年間の契約期間となっています。それぞれの詳細につきましては資料のとおりですので、説明は割愛させていただきます。

以上で議案第2号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

(特になし)

それでは、許可することよろしいでしょうか。

全員： 異議なし。

松山会長： 許可することにいたします。

<退席委員 入室>

続きまして、日程第5 その他について を議題とします。
それでは、事務局より説明をお願いします。

北村局長：

【農地・非農地判断計画について】

- ① 基本的に農地パトロールの結果を使用
- ② 航空写真等を参考に精査して非農地判断対象農地を追加および削除
- ③ 以下を判断対象から除外
 - ・ 農業者年金経営移譲対象農地
 - ・ 贈与税・不動産取得税納税猶予対象農地
 - ・ 畑総圃場整備済農地
 - ・ 中山間・多面的対象農用地
 - ・ 中間管理事業集積農地

【「農業委員会業務必携」の更新について】

（「改訂概要」に沿って説明、各章の「委員の役割」と「ポイント」の説明）

事務局からは以上です。

松山会長：

皆さまから、なにかありませんか。

（特になし）

無いようでしたら次回総会の日程を決めたいと思います。2月27日（月）はいかがでしょうか。

全員：

はい。

松山会長：

ほかに、皆さまから何かございませんか。

何もないようでしたら、これで総会を終わります。
ありがとうございました。